

## EBPM推進委員会の運営について

令和 5 年 4 月 10 日  
EBPM推進委員会会長決定

「EBPM推進委員会の開催について」（令和5年3月31日行政改革推進会議決定）第4項の規定に基づき、EBPM推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について、下記のとおり決定する。

## 記

1. 委員会については、委員会終了後議事要旨を作成し、速やかに公開する。また、委員会で配布された資料は、委員会終了後速やかに公開することを原則とする。
2. 会長は、委員会に諮った上で、委員会を公開で行うことができる。
3. 会長は、構成員から代理出席の求めがあったときは、これを認めることができる。
4. 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。